

○新温泉町資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱

平成17年10月1日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、区及び各種団体等が行う資源ごみ集団回収運動に対し、予算の範囲内で資源ごみ集団回収運動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて新温泉町補助金等交付規則（平成17年新温泉町規則第40号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区及び各種団体 区、町内会、女性会、子ども会、PTA、老人会、青年会、学校等の各種団体をいう。
- (2) 資源ごみ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、紙類、布類及び金属類をいう。
- (3) 集団回収 区及び各種団体の構成員が集団的かつ大量に資源ごみを回収することをいう。

(奨励金の交付対象団体)

第3条 奨励金の交付対象は、資源ごみ集団回収運動を自ら実施する区及び各種団体（以下「回収団体」という。）とする。

(団体の登録)

第4条 奨励金の交付を受けようとする回収団体は、団体登録申込書（様式第1号）をあらかじめ町長に提出しなければならない。

2 団体役員の変更があったときは、役員変更届（様式第2号）を速やかに町長に提出しなければならない。

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、次のとおりとする。

区分	単位	奨励金の額
紙類	1kg	5円
布類	1kg	4円
金属類	1kg	4円

(交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする回収団体は、4月から9月までの分については10月末日までに、10月から3月までの分については3月末日までに、資源ごみ集団回収運動奨励金交付申請書（様式第3号。以下「交付申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 町長は、前条により交付申請書を受けたときは、審査のうえ、奨励金を決定し、資

源ごみ集団回収運動奨励金交付決定通知書（様式第4号）により、当該回収団体に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定通知を行った場合は、速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は変更）

第8条 町長は、交付決定後に次のいずれかに該当するときは、資源ごみ集団回収運動奨励金交付決定取消（変更）通知書（様式第5号）により、奨励金交付決定の取消し又は変更の通知をするものとする。

（1）虚偽の申請その他不正な手段により、奨励金の交付を受けたとき。

（2）その他町長が奨励金交付の目的を達成することができないと認めたとき。

- 2 町長は、前項の通知をした場合、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて当該奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の浜坂町ふれあい資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱（平成3年浜坂町告示第35号）又は温泉町資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱（平成4年温泉町告示第20号）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 第5条の規定は、施行日以後の回収に係る奨励金から適用し、施行日以前の回収に係る奨励金については、なお合併前の要綱の例による。

附 則（平成19年3月30日告示第22号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新温泉町資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱附則第4項の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施される集団回収について適用し、施行日までに行った集団回収については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日告示第13号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の新温泉町資源ごみ集団回収運動奨励金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降（以下「施行日」という。）に実施される集団回収について適用し、施行日までに実

施された集団回収については、なお従前の例による。

附 則（平成24年3月27日告示第19号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日告示第44号）

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前にされた処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る不作為についての不服申立ては、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月21日告示第87号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和8年3月25日告示第43号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

